

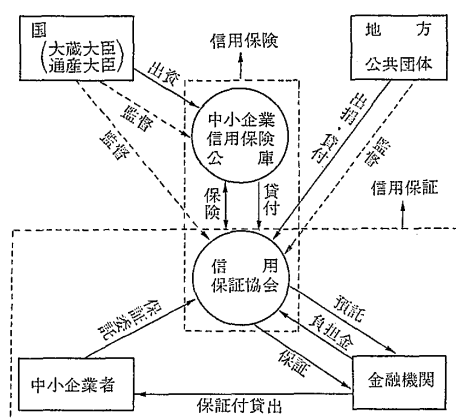
11. 中小企業信用保険公庫

1. 中小企業信用補完制度の概要

わが国の中小企業は、国民経済上重要な役割を果たしているが、中小企業信用補完制度は、物的担保力、信用力の乏しい中小企業者の信用力を補完することによって、一般金融機関の資金を中小企業へ誘導し、中小企業金融の円滑化を図るものである。

中小企業信用補完制度は、主に地方公共団体の財政援助のもとに設立された信用保証協会による信用保証制度と、国の財政資金を基盤とする中小企業信用保険公庫が行う信用保険制度とが有機的に結合された制度となっている（別図参照）。

（別図）中小企業信用補完制度の概略図



(1) 信用保証制度

信用保証協会の行う信用保証制度は、物的担保力、信用力の乏しい中小企業者が、金融機関から借入れを行うに際して信用保証協会がその借入債務を保証し、これを金融ベースにのせ、もって中小企業金融の円滑化を図ることを目的とする。この制度は、昭和12年の東京信用保証協会の設立にはじまったが、戦前は、信用保証協会の設立も3協会にとどまった。しかし、戦後、経済復興施策の一環として信用保証制度の活用がはかられ、昭和23年から24年にかけて各地方公共団体の財政援助のもとに、全国各地に相次いで信用保証協会が設立された。

現在の信用保証協会は、信用保証協会法（昭和28年、法律第196号）に基づき設立された特殊法人であり、中小企業者等に対する金融の円滑化を図ることを目的として、きわめて重要な役割を果たしている。信用保証協会は、もともと、民法上の財団法人あるいは社団法人として設立されていたが、その業務の拡大に伴いその機能を十分に発揮するため、信用保証協会法が制定され、またその後設立された中小企業信用保険公庫と有機的に結合して、世界に類をみない特異な信用補完制度として発展してきたものである。

なお、信用保証協会は、現在、各都道府県並びに大阪、名古屋、横浜、川崎及び岐阜の各市に52協会がある。

その保証債務残高は、平成元年3月末現在、12兆6,647億円である（第1表参照）。

(2) 信用保険制度

信用保険制度は、「中小企業信用保険法」に基づく制度である。

昭和24年に実施されたデフレ政策の浸透に伴い、中小企業の金融難は深刻な様相を呈したが、当時、信用保証協会の経営基盤はいまだ弱く、旺盛な保証需要に十分対処しえなかった。このため、国家資金による強力な信用補完制度が必要とされ、信用保険制度の創設となった。その事業内容は当初、国（中小企業信用保険特別会計）が金融機関の中小企業に対する貸出を保険するいわゆる「融資保険」であったが、その後、信用保証協会の保証を保険するいわゆる「保証保険」が加えられた。

しかしながら、この信用保険制度は、中小企業信用保険公庫の設立（昭和33年）を契機に抜本的に改正され、信用補完制度の第一線業務は、もっぱら信用保証協会の保証にゆだね、保険公庫は主として再保険機能を営むことになった。その後昭和36年の「中小企業信用保険法」の改正（融資保険の廃止）により、保険公庫と信用保証協会とが一体となって運営されている現行の中小企業信用補完制度の体系が確立された。

第1表 全国信用保証協会の概況

(単位 億円, %)

区分 年度末	基本財産	保証承諾		保証債務 残高	保証 利用率	代位弁済		代位 弁済率	求償権 回収	回収率	実収保 証料率
			伸び率				伸び率				
54	2,077	43,192	2.1	61,530	5.67	1,633	1.1	2.77	304	12.0	1.11
55	2,445	52,030	20.5	71,293	6.10	1,835	12.3	2.79	315	11.1	1.17
56	2,782	52,348	0.6	76,355	5.97	1,987	8.3	2.69	361	11.6	1.05
57	3,129	53,248	1.7	79,673	5.65	2,098	5.6	2.71	377	11.4	1.07
58	3,491	54,023	1.5	82,189	5.23	2,147	2.3	2.67	384	11.2	1.06
59	3,879	57,124	5.7	86,506	4.96	2,150	0.1	2.57	381	11.0	1.07
60	4,277	62,081	8.7	92,660	4.90	2,195	2.1	2.46	402	11.3	1.07
61	4,703	66,953	7.8	99,364	4.71	2,177	0.8	2.28	432	12.1	1.08
62	5,222	70,825	5.8	107,736	4.63	2,141	1.6	2.09	498	14.5	1.06
63	5,791	84,889	19.9	126,647	4.91	1,734	19.0	1.50	445	15.6	1.06

(注) 1. 保証利用率 = $\frac{\text{保証債務残高}}{\text{全中小企業向貸出残高}}$

3. 回収率 = $\frac{\text{求償権回収額}}{\text{期首求償権残高} + \text{期中代位弁済額}}$

2. 代位弁済率 = $\frac{\text{代位弁済額}}{\text{保証債務平均残高}}$

4. 実収保証料率 = $\frac{\text{保証料収入額}}{\text{保証債務平均残高}}$

2. 公庫の設立とその経緯

中小企業信用保険公庫は、昭和33年7月1日に「中小企業信用保険公庫法」に基づき設立されたが、その前身は、昭和25年に創設された中小企業信用保険特別会計にさかのぼる。

同特別会計は、当初、融資保険事業のみを行っていたが、その後、保証保険の事業が追加され、信用保証協会の保証事業と重複を生じてきた。このため、中小企業信用補完制度の円滑な運営と発展を図るため、信用保証制度と信用保険制度の一元化と、それを合理的に運営しうる新機構の設立が必要とされた。こうした状況に加えて、信用保証協会の保証能力の増大を図るため、昭和32年度予算において借用保証協会に対する国家資金の導入が認められた。

こうした背景のもとに、昭和33年「中小企業信用保険法」が大幅に改正され、信用保証制度と信用保険制度の有機的一元化が図られる一方、「中小企業信用保険公庫法」が制定され、同法に基づき、信用補完制度の中核的な役割を担う機構としての中小企業信用保険公庫が設立された。

なお、59年10月1日に「機械類信用保険特別会計」が廃止されたことに伴い、同日付で「機械類信用保険法」に基づく信用保険事業を継承することとなった。

3. 公庫の目的

保険公庫は、信用保証協会の行う中小企業者の債務の保証について保険を行うとともに、信用保証協会に対しその業務に必要な資金を融通することによって、中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にすることを目的としている。

なお、継承した機械類信用保険事業は、中小企業の設備の近代化及び経営管理の合理化並びに機械工業及びソフトウェア業の振興を目的としている。

4. 資本金と機構

公庫の資本金は、平成元年3月末現在で5,427億円であり、全額政府出資によるものである。公庫の資本金は、

中小企業信用保険準備金、融資基金及び機械類信用保険運営基金で構成されている。中小企業信用保険準備基金は、公庫の保険事業を運営するための基金で、平成元年3月末現在1,277億円である。融資基金は信用保証協会に対する融資事業のための基金で、平成元年3月末現在4,134億円である。機械類信用保険運営基金は、公庫の機械類信用保険事業を運営するための基金で、平成元年3月末現在16億円である。

公庫は、事務所を東京都に置き、平成元年3月末現在の機構は、総裁1名、理事4名、監事2名（うち1名は非常勤）、職員412名で構成され、8部（総務、経理、調査、保険第一部、保険第二部、融資、機械保険、電算業務の各部）33課1室（含13審査役）からなっている。

5. 事業内容

公庫の行う事業は、中小企業信用保険事業、融資事業及び機械類信用保険事業の三つである。

(1) 中小企業信用保険事業

「中小企業信用保険法」に基づくもので、信用保証協会の保証が保険要件を具備している限り、保証の成立と同時に保険関係が成立する包括保険である。

保険公庫は、保険関係の成立した保証について、信用保証協会が中小企業者に代って金融機関に弁済（代位弁済）した場合には、それを保険事故として一定割合（てん補率）の保険金を支払う。また、信用保証協会は代位弁済により中小企業者に対し求償権を取得することとなるが、この求償権を行使して回収した場合には、回収金のうち支払った保険金の代位弁済額に対する割合をもって保険公庫に納付される。

保険の種類としては、普通保険、無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険及び新事業開拓保険の7種類がある。

イ. 普通保険

この保険は、資本金1億円以下または従業員300人以下（小売業・卸売業・サービス業・鉱業については、別の基準がある。）の中小企業者の事業資金の借入れにかかる12,000万円（組合24,000万円）以下の保証を対象とし、保険料率は年0.57%、てん補率70%である。

ロ. 無担保保険

「中小企業信用保険臨時措置法」に基づき、40年12月に臨時に創設されたが、42年7月に恒久化された。

この保険は、上記イの中小企業者の金融の円滑化を図るためのものであり、無担保による1,500万円以下の保証を対象とし、保険料率は年0.46%、てん補率は80%である。

ハ. 特別小口保険

常時使用する従業員5人（商業・サービス業では2人）以下の小企業者に対して金融の円滑化を図るため、40年5月に創設されたもので、無担保無保証人による450万円以下の保証を対象とし、保険料率は年0.33%、てん補率80%である。

ニ. 公害防止保険

上記イの中小企業者について、公害防止関係資金の借入れにかかる2,000万円（組合4,000万円）以下の保証を対象とし、保険料率は年0.50%、てん補率は80%である。

ホ. エネルギー対策保険

上記イの中小企業者について、省エネルギー設備又は石油代替エネルギー設備の導入に必要な資金の借入にかかる10,000万円（組合20,000万円）以下の保証を対象とし、保険料率0.55%、てん補率は80%である。

ヘ. 海外投資関係保険

上記イの中小企業者について、海外投資関係資金の借入れにかかる20,000万円（組合40,000万円）以下の保証を対象とし、保険料率0.55%、てん補率は80%である。

ト. 新事業開拓保険

上記イの中小企業者について、新事業開拓関係資金の借入れにかかる15,000万円（組合30,000万円）以下の保証を対象とし、保険料率0.55%（無担保保証で、保証の合計額が3,000万円以下の場合0.50%）、てん補率は80%である。

以上の7種類のほかに、次のような保険の特例措置がある。

(イ) 災害関係特例措置

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、激甚災害を受けた中小企業者の
再建資金の融通を目的とする。

(ロ) 産炭地関係特例措置

「産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律」に基づき、
石炭鉱山の事業の休廃止等により、事業所の移転及び事業の転換の必要性があるもの並びに経営の安定に支
障を生じている中小企業者に対し、必要な資金の融通を目的とする。

(ハ) 倒産関連特例措置

取引先の倒産、事業活動の制限及び経済事情の変化等によって経営の安定に支障を生じている中小企業者
に対し、その経営の安定を図るために必要な資金の融通を目的とする。

(ニ) 転換関連特例措置

「特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法」に基づき、貿易構造その他の経済的事情の著しい変化によ
り、事業活動に支障を生じている中小企業であって、当該事業の転換を行うものに対し必要な資金の融通を
目的とする。

(ホ) 特定地域関係特例措置

「特定地域中小企業対策臨時措置法」に基づき、特定地域内に事業所を有する中小企業者であって、新分
野進出事業等新たな経済的環境への適応を円滑にするために必要な資金の融通を目的とする。

(ヘ) 技術開発関係特例措置

「中小企業技術開発促進臨時措置法」に基づき、技術革新の急速な進展等に対処して技術開発を行う中小
企業者に対し、必要な技術開発事業資金の融通を目的とする。

(ト) 知識融合開発関係特例措置

「異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓の促進に関する臨時措置法」に基づき、異分野中小
企業者を組合員とする中小企業者（事業協同組合）に対して、必要な知識融合開発事業資金の融通を目的と
する。

(2) 融資事業

融資事業は、信用保証協会に対し、保証債務額の増大のために必要な原資となるべき資金（長期資金）及び保証
債務の履行を円滑にするために必要な資金（短期資金）の貸付を行うものである。

長期資金の貸付としては、一般的な保証債務増大のための原資としての普通長期貸付のほか、国の特定の政策に
即応して実施される保証の促進をはかる特別長期貸付並びに中小企業体質強化資金助成制度に係る保証の促進を図
る体質強化資金貸付がある。

このほか、「特定地域中小企業対策臨時措置法」に基づき、特定地域関係特例保険と同様の要件で、中小企業体
質強化資金助成制度と同様の仕組みを利用した特定地域中小企業特別融資制度がある。

なお、受入れた長期資金は、保証協会によって金融機関に預託され、保証付融資を促進するとともに、貸付利率
が低利であるため、金融機関に対する預託利率（通常、定期預金利率）との間に利ざやを生じ、この利ざや収入が
信用保証協会の経営基盤の強化に資することを、同時にその目的としている（第3表参照）。

(3) 機械類信用保険事業

「機械類信用保険法」に基づくもので、機械類（プログラムを含む。）に係る割賦販売契約及び購入資金借入保
証契約並びにリース契約による取引につき信用保険を行い、中小企業の設備の近代化及び経営管理の合理化並びに
機械工業及びソフトウェア業の振興に資することを目的としている。

機械類信用保険制度は、昭和36年に創設され機械類信用保険特別会計において運営されていたが、今後の業務量
の増大に的確に対処することを主旨として、昭和59年10月1日から本保険の運営は中小企業信用保険公庫におい
て継承することとなった。

現在、機械類信用保険は、割賦・ローン保険とリース保険の2本建となっている。

第2表 現行保険条件

1. 一般関係保険条件

条件 保険種類		対 象 企 業 者	対 象 資 金 及 前 提 条 件	付保限度額	てん補率	保 険 料 率 (年率)
普 通	中 小 企 業 者	資本(出資)金額1億円(小売業サービス業1,000万円,卸売業3,000万円)以下の会社,常時使用する従業員300人(小売業,サービス業50人,卸売業100人,鉱業1,000人)以下の会社及び個人中小企業等協同組合等であって特定事業を行うもの	事業資金	1 億 2,000 万円 (組合 2 億 4,000 万円)	70%	0.57% (手形割引及び当座貸越特殊0.51%)
	無 担 保		事業資金であって,担保(保証人の保証を除く)を提供させない保証	1,500 万円	80%	0.46% (手形割引及び当座貸越特殊0.39%)
特 別 小 口	小 企 業 者	常時使用する従業員 5 人(商業・サービス業 2 人)以下の会社及び個人,事業協同小組合等であって特定事業を行い省令に定める要件(注参照)を備えているもの	事業資金であって,担保(保証人の保証を含む)を提供させない保証	450 万円 (他種保険を利用した場合は無担保保険に変更される)	80%	0.33% (手形割引及び当座貸越特殊0.29%)
公 害 防 止	中 小 企 業 者	普通保険・無担保保険の欄参照	公害防止関係資金	2,000 万円 (組合 4,000 万円)	80%	0.50%
エ ネ ル ギ ー 対 策	中 小 企 業 者	普通保険・無担保保険の欄参照	エネルギー対策関係資金	1 億円 (組合 2 億円)	80%	0.55%
海 外 投 資 関 係	中 小 企 業 者	普通保険・無担保保険の欄参照	海外投資関係資金	2 億円 (組合 4 億円)	80%	0.55%
新 事 業 開 拓	中 小 企 業 者	普通保険・無担保保険の欄参照	新事業開拓関係資金	1 億 5,000 万円 (組合 3 億円)	80%	0.55% (担保(保証人の保証を除く)を提供させない保証であってその合計額が3,000万円以下の場合0.5%)

(注) 特別小口保険の省令要件

- 1年以上引続き同一の都道府県の区域内において同一の業種に属する事業を行っていること。
- 最近1年間の納期の到来した所得税(法人税),事業税又は住民税の所得割(障害者控除,老年者控除,寡婦控除により所得割の税額がなくなった者は均等割,法人の場合には法人税割)のいずれかの税額を完納していること。

2. 特例関係保険条件

条件 特例	対 象 企 業 者	根 拠 法	対象資金及び 付保限度		てん補率	適用種別及び保 険料率（年率）
災 害 関 係	政令で定める地域内に事業所を 有し、かつ、激甚災害を受けた 中小企業者	「激甚災害に対処するため の特別の財政援助等に関す る法律」（昭和 37 年法律第 150 号）	○再建資金 ○普通・無担保・特別小 口について限度額別枠		80%	普通 0.41% (手形割引及び当 座 貸 越 特 殊 0.35%) 無担保 0.29% (手形割引及び当 座 貸 越 特 殊 0.25%) 特別小口 0.19% (手形割引及び当 座 貸 越 特 殊 0.15%)
産 炭 地 域 関 係	指定された産炭地域内に事業所 を有する中小企業者であって、 指定石炭鉱山の事業の休廃止等 により事業所の移転及び事業の 転換の必要があるもの並びに経 営の安定に支障を生じているも の	「産炭地域における中小企 業者についての中小企業信 用保険に関する特別措置等 に関する法律」 (昭和 38 年法律第 166 号)	○移転，転換，経営安定 資金 ○普通・無担保・特別小 口について限度額別枠			
倒 産 関 連	取引の相手方たる事業者の倒 産，事業活動の制限，災害その 他の突発的に生じた事由及び経 済事情の変動により経営の安定 に支障を生じている中小企業者	○「中小企業信用保険法」 (昭和 25 年法律第 264 号)	○経営安定資金 ○普通・無担保・特別小 口について限度額別枠			
転 換 関 連	貿易構造その他の経済的事情の 著しい変化に対処して事業の転 換を行おうとする中小企業者及 び構成員の事業の転換の円滑化 を図るための事業を実施しよう とする商工組合等	「特定中小企業者事業転換 対策等臨時措置法」 (昭和 61 年法律第 4 号)	○転換，転換円滑化事業 資金 ○普通・無担保・特別小 口について限度額別枠			
特 定 地 域 関 係	特定地域内に事業所を有する中 小企業者であって，新たな経済 的環境への適応を円滑にするた めの措置を実施しようとするも の	「特定地域中小企業対策臨 時措置法」 (昭和 61 年法律第 97 号)	○経済環境適応資金 ○普通・無担保・特別小 口について限度額別枠			
技 術 開 発 関 係	技術革新の急速な進展等に対処 して技術開発を行う中小企業者 であって都道府県知事の認定を 受けた技術開発計画に従って技 術開発事業を実施するもの	「中小企業技術開発促進臨 時措置法」 (昭和 60 年法律第 55 号)	技 術 開 発 事 業 資 金	新事業開拓保険に ついて 2 億円(組合 4 億円)ただし，一 般分の新事業開拓 保険の成立分を含 む。	80%	新 事 業 開 拓 0.55%（担保（保 証人の保証を除 く）を提供させない保証であって その 合 計 額 が 5,000 万円以下の 場合 0.5%）
知 識 融 合 開 発 関 係	異分野中小企業者を組合員とす る事業協合組合であって行政庁 の認定を受けた知識融合開発事 業計画に従って知識融合開発事 業を実施するもの及び組合員等	「異分野中小企業者の知識 の融合による新分野の開拓の 促進に関する臨時措置法」 (昭和 63 年法律第 17 号)	知 識 融 合 開 発 事 業 資 金			

第3表 貸 付 条 件

種 別 区 分	長 期 貸 付	短 期 貸 付
貸 付 対 象	信用保証協会	信用保証協会
貸 付 目 的	保証の増大	保証債務の履行の円滑化
貸 付 限 度	1 協会につき貸付総額の10分の 1 以下	1 億円以下
貸 付 期 間	2 年以内（ただし、必要と認めるときは 3 年以内）	3 カ月以内
貸 付 利 率 （ 年 ）	普通長期 期間 2 年ものの定期預金の利率と同率とする。 特別長期 期間 1 年ものの定期預金の利率の 2 分の 1 に相当する利率等とする。 体質強化 無利子又は 1 % 特定地域 無利子	2 %
償 還 方 法	期日一括	期日一括

6 . 事業概況

(1) 中小企業信用保険事業

中小企業信用保険事業は、公庫の設立以来概ね順調に推移し、特に 30 年代後半からの発展には目ざましいものがあった。しかし、41、42 年度を中心として経済情勢の低迷を背景とした安易な保証利用等があったため、信用保証協会の代位弁済が 42 年度以降急増、そのため、保険公庫の支払保険金が急増し、過去の責任準備金を取りくずしても、なお保険金の支払資金に不足をきたすこととなった。

これに対処するため、政府は 43 年度予算において、初めて 25 億円の追加出資をし、あわせて中小企業信用補完制度の安定的な発展を図るため、関係者によって適正な保証、適正な代位弁済の推進等を内容とする自主的改善措置が実施された。

その後、毎年、保険準備基金に対し追加出資が行われ、保険収支は改善をみ、46 年度から 49 年度まで毎年責任準備金の積み増しが行われてきた。しかしながら 50 年度に至り、景気の低迷を反映して代位弁済が増加したことから保険金支払いが急増し、収支は大幅に悪化して、51 年度に、責任準備金を取りくずしたうえ損失金を計上することとなり、52 年度以降は、毎年、保険準備基金を取りくずして減資処理を行う状況が続いた。このように悪化した公庫の保険収支を改善するため、56 年 9 月「中小企業信用補完制度の健全な運営について」通達（銀行局長・中小企業庁長官名）の発出、60 年度からは保険収支の改善を一層効率的に推進するため保険収支改善 3 カ年計画（60～62 年度）を立て、信用補完関係者で収支改善に努めてきたところである。この結果、最近の良好な経済環境と相まって、保険収支は黒字を計上するに至り相当の改善をみている。

63 年度の保険事業についてみると、保険引受は、近年の金融緩和等を背景に各金融機関とも中小企業向貸出に積極的であること等から、信用保証協会の保証承諾が大幅に増加したことにより、8 兆 283 億円、対前年度比 20.1% の増加となった。次に、保険金の支払いは、最近の中小企業の景況が総じて順調に推移していること等から、1,189 億円、対前年度比 22.3% の減となった。一方、回収金は、信用保証協会の求償権回収が担保物件処分の進捗等により順調であったことから、1,223 億円、対前年度比 7.4% の増加となった。

(2) 融資事業

融資基金に対しては、公庫設立以来毎年、国の追出資が行われている。

63 年度においては、一般会計（30 億円（補正予算））及び産業投資特別会計（115 億円）から保険公庫に対し合計 145 億円の新規出資が行われ、63 年度末における融資基金は 4,134 億円となった。

63 年度中の貸付は、新規出資と既貸付金の回収金を原資として 2,737 億円が行われ、この結果、63 年度末における融資残高は 3,732 億円となり、62 年度末に比較し 5.0% の増加となった。

(3) 機械類信用保険事業

63年度の保険引受額は、高水準の民間設備投資に支えられリース取引が伸長したこと等に伴い、1兆6,098億円と、前年度に比し17.5%の増加となった。また、保険金支払額は、これまでの潜在要支払保険金を積極的に支払ったことから、84億円となり、前年度に比し34.2%の増加となった。一方、回収金は、13億円と前年度に比し10.5%の増加となった。